

令和 8 年度日光市地域公共交通等支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰による厳しい経済的打撃を受ける交通事業者に対し、今後の事業継続を支援することにより、市民の移動手段の維持及び確保を図るために交付する令和 8 年度日光市地域公共交通等支援金（以下「支援金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成 1 8 年日光市規則第 5 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 交通事業者 乗合バス事業者、貸切バス事業者及びタクシー事業者をいう。
- (2) 乗合バス事業者 市内において乗合バス事業（道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を経営する者をいう。
- (3) 貸切バス事業者 市内において貸切バス事業（法第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を経営する者をいう。
- (4) タクシー事業者 市内においてタクシー事業（法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を経営する者をいう。
- (5) 乗合バス路線 法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行であって、市内において運行する路線をいう。
- (6) 乗合バス車両 法第 2 条第 8 項に規定する事業用自動車のうち、市内に使用の本拠の位置を有する車両であって、乗合バス路線に供するものをいう。ただし、専ら高速バス車両（道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号ロに規定する長距離急行運送に供する車両をいう。）及び県、市町村等からの委託を受けて運行する車両を除く。
- (7) 貸切バス車両 法第 2 条第 8 項に規定する事業用自動車のうち、市内に使用の本拠の位置を有する車両であって、市内において貸切バス事業に供するものをいう。

(8) タクシー車両 法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、市内に使用の本拠の位置を有する車両であって、市内においてタクシー事業に供するものをいう。ただし、専ら福祉輸送事業限定に使用する車両及び県、市町村等からの委託を受けて運行する車両を除く。

(支援対象者)

第3条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する交通事業者とする。

(1) 市内に本店又は営業所（法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所をいう。）を有していること。

(2) 令和8年4月1日（以下「基準日」という。）において、現に乗合バス事業、貸切バス事業又はタクシー事業を営んでいること。

(3) 第5条の規定による支援金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、休業又は廃業をしておらず、かつ、今後も継続する意思を有していること。

(4) 市税及び公共料金を完納していること。

(5) 代表者又は役員等が日光市暴力団排除条例（平成24年日光市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団ではないこと並びに同条第3号に規定する暴力団員等及び日光市暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者を定める規則（平成24年日光市規則第4号）に規定する密接関係者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる交通事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 乗合バス事業者 基準日又は交付申請日において運行する乗合バス路線の系統の数のうちいずれか少ない数に5万円を乗じて得た額

(2) 貸切バス事業者 基準日又は交付申請日において保有する貸切バス車両（休車しているものを除く。）の数のうちいずれか少ない数に5万円を乗じて得た額

(3) タクシー事業者 基準日又は交付申請日において保有するタクシー車両（休車しているものを除く。）の数のうちいずれか少ない数に2万円を乗

じて得た額

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする支援対象者は、令和8年度日光市地域公共交通等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 履歴事項全部証明書(個人事業主にあつては、住民票及び令和7年の確定申告書の写し)

(2) 支援金の交付の対象となる車両(乗合バス事業者にあつては、支援金の交付の対象となる乗合バス路線の系統において運行する乗合バス車両。以下「支援金交付対象車両」という。)の有効期間内の自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し

(3) 支援金対象車両台数内訳書(様式第2号)

(4) 同意書及び誓約書(様式第3号)

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに審査を行い、交付を決定したときは、支援金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。